

富士宮市開発許可等事務処理要領

富士宮市開発許可等事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第3章第1節及びこれに関する開発許可制度の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為の許可申請)

第2 法第29条の規定による許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)第16条に規定する開発行為許可申請書(第1号様式及び第2号様式)に、次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

- (1) 富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱(平成3年富士宮市告示第15号。以下「土地利用指導要綱」という。)に規定する土地利用事業の承認又は協議(2年以内に協議が終了したもの)に係る措置の状況を示す書面
- (2) 設計説明書(第3号様式)。ただし、自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為の場合は設計概要書(第4号様式)
- (3) 公共施設の管理者の同意及び協議(第5号様式及び第6号様式)に関する書類
- (4) 開発区域内権利者一覧表(第7号様式)
- (5) 開発行為の施行等の同意書(第8号様式。印鑑証明書を添付すること。)
- (6) 申請者の資力信用に関する申告書(第9号様式。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等の建築を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為を除く。)
- (7) 資金計画書(第10号様式。銀行等の預金残高証明書又は融資証明書を添付すること。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等の建築を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為は除く。)

- (8) 申請者が法人の場合にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（全部事項証明書に限る。以下「法人の登記事項証明書」という。）、個人の場合にあつては本籍地市町村の発行する身分証明書及び住民票の抄本（以下「身分証明書等」という。）
- (9) 申請者の前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書（その1及びその3）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等の建築を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為を除く。）
- (10) 直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等の建築を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為を除く。）
- (11) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第6条の免許証の写し（宅地分譲を目的としたものに限る。）
- (12) 設計者の資格に関する申告書（第11号様式。開発区域の面積が1ヘクタール以上のものに限る。）
- (13) 工事施行者の能力に関する申告書（第12号様式。建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けたことを証する書面、前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書（その1及びその3）及び法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては履歴書を添付すること（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等の建築を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為は除く。）。）
- (14) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項の登記事項証明書（以下「土地の登記事項証明書」という。）
- (15) 法第34条各号のいずれかに該当する理由を示す書面（作成要領は別表1による。開発区域が市街化調整区域の場合に限る。）
- (16) 設計図書（作成要領は別表2による。）

(開発許可の審査)

第3 申請書の審査は、開発行為審査表(第13号様式)により行い、特に重要と認められるものについては、関係機関と協議し、意見書の提出を求めた上、この旨を開発行為審査表に記載しておくものとする。

2 開発許可に係る技術的基準は、法、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)及び省令に定めるもののほか、別に定める「富士宮市開発許可制度の手引き第3編「技術基準」」によるものとする。

(開発行為許可書等の交付)

第4 開発行為を許可したときは、申請者に開発行為許可書(第14号様式)を交付するものとする。

2 許可に際して法第79条の規定に基づき附す条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可のあった日から起算して2年以内に工事に着手しない場合は、許可を取り消すことがあること。
- (2) 工事着手に当たっては、事前に工事着手届に工程表を添えて提出すること。なお、工程表より工事が遅延した場合は、遅延理由書を提出すること。
- (3) 工事に着手した日から工事完了の公告の日まで、工事現場の見やすい場所に開発行為許可標識を掲示すること。
- (4) 工事施行中の防災措置を十分行うこと。
- (5) 工事施行に当たっては、防災施設及び公共施設の工事を最優先すること。
- (6) 工事完了後掘削等の特別の方法によらなければ形状、寸法等が確認できない箇所については、その工程に達する日の3日前までに工程報告を行うこと。
- (7) 許可の内容を変更しようとするときは、事前に協議すること。
- (8) 工事を廃止する場合には、工事の廃止の届出を行うとともに工事により損なわれた公共施設の機能の回復を図ること。また、防

災上必要な措置を行うこと。

(9) その他都市計画上必要と認められる事項

3 開発許可の基準に適合しないと認められるものについては、開発行為不許可通知書（第15号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、補正等により許可が可能なものについては、申請者にその指示を行い、開発行為審査表に指示日及び指示内容を記載すること。この場合において、補正等がなされたときは、開発行為審査表に再提出日を記載の上、再度審査を行うものとする。

（工事着手届）

第5 開発許可を受けた者（以下「開発者」という。）は、当該開発行為に関する工事に着手する前に、工事着手届（第16号様式）に工程表（第17号様式）を添えて提出するものとする。

（材料明細書）

第5の2 開発許可を受けた現場において使用する各材料は、事前にその明細書を提出の上、承諾を得た後使用するものとする。

（工程報告）

第6 開発者は、当該開発行為に関する工事が次の各号に掲げる工程に達する日の3日前までに、工程報告書（第18号様式）にその工程までの出来形を示した図書及びこれに関する写真（第7の規定によるもの）を添付して報告するものとする。

(1) 高さ2メートル以上の練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了するとき。

(2) 高さ2メートル以上の鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、配筋を完了するとき。

(3) 高さ2メートル以上の無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、型わくを完了するとき。

(4) 開発行為の工事完了後では防災施設の構造が確認できない場合又は確認することが困難な場合において、その施設が完了するとき。

(5) 暗渠を設置するとき。

2 前項の報告を受けたときは、原則として第9の2項の規定に準じて速やかに中間検査を行うものとする。

(写真の整備)

第7 開発者は、別に定める「写真の整備について」により、写真を整備しておくものとする。

(標識の掲示)

第8 開発者は、開発行為許可標識(第19号様式)を当該開発行為に関する工事に着手した日から法第36条第3項の規定による公告の日まで、工事現場の見やすい場所に掲示するものとする。

(工事完了等の検査)

第9 法第36条第1項の規定による届出については、省令第29条に規定する工事完了届出書(第20号様式)又は公共施設工事完了届出書(第21号様式)に、次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 開発行為許可書の写し

(3) 許可に係る土地利用計画図(許可に係る設計値と出来形を対照したもの)

(4) 確定平面図

(5) 防災施設の出来形図(許可に係る防災施設出来形構造図に設計値と出来形を対照したもの)

(6) 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの)

(7) 区画確定測量図(各区画の確定面積を明示したもの。宅地分譲の場合に限る。)

(8) 公共施設表示図

(9) 公共施設工事完了証明書(第22号様式。工事完了届出書に限る。)

(10) 工事の施行状況が確認できる写真(第7の規定により整備されたもの)

(11) 品質管理表

2 法第36条第2項の規定による工事の完了検査等は、次により行うものとする。

(1) 工事完了検査等は、開発者立会いの上で、別に定める「開発行為に関する工事検査要領」により行うものとする。

(2) 検査の結果、手直し工事等の指示を受けた開発者は、指示に係る工事等を完了させ、手直し工事（指示事項）完了報告書（第23号様式）に次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

ア 手直し工事箇所的位置図（土地利用計画図を利用すること。）

イ 手直し工事前及び手直し工事完了後の写真

(3) 手直し工事については、再検査を行うものとする。この場合において、写真で手直しの内容が確認できる場合は、現場検査を省略することができるものとする。

（検査済証の交付）

第10 工事完了検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、開発者に開発行為に関する工事の検査済証（第24号様式）又は公共施設に関する工事の検査済証（第25号様式）を交付しなければならない。

（完了公告）

第11 検査済証を交付したときは、遅滞なく開発行為に関する工事が完了した旨（第26号様式）又は公共施設に関する工事が完了した旨（第27号様式）を富士宮市文書取扱規程（昭和48年富士宮市規程第2号）第41条第3項第1号により公告し、公告したときは、開発行為の完了公告について（第28号様式）により開発者に通知するものとする。

（開発行為の変更許可）

第12 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更許可は、次により行うものとする。

(1) 開発者は、開発行為変更許可申請書（第29号様式）に、次に

掲げる図書を添えて提出するものとする。

ア 開発行為許可書の写し

イ 変更しようとする理由を示す書面

ウ 変更事項対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したものの）

エ 土地利用指導要綱に規定する土地利用事業の当該変更に係る市長承認又は協議（２年以内に協議が終了したもの）の措置の状況を示す書面

オ 当該開発行為許可申請書に添付した図書のうち当該変更に係るもの（作成要領は第２の規定に準ずる。）

(2) 申請書の審査は、開発行為変更許可審査表（第３０号様式）により行うものとする。

(3) 審査が終了し、開発許可の基準に適合していると認めるときは、開発者に開発行為変更許可書（第３１号様式）を交付するものとする。

(4) 開発許可の基準に適合していないものについては、開発行為変更不許可通知書（第３２号様式）により、開発者に通知するものとする。ただし、補正等により許可が可能なものは、補正等の後、前号の処理を行うものとする。

（開発行為の軽微な変更の届出）

第１３ 省令第２８条の４に規定する軽微な変更については、法第３５条の２第３項に基づき開発行為変更届（第３３号様式）に、次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

(1) 開発行為許可書の写し

(2) 変更しようとする理由を示す書面

(3) 変更事項対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したもの）

(4) 当該開発行為許可申請書に添付した図書のうち当該変更に係るもの（作成要領は第２の規定に準ずる。）

２ 軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 予定建築物等の敷地の規模の10分の1以上の増減を伴うもの

イ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000平方メートル以上となるもの

(2) 設計の変更のうち開発許可技術的基準の対象となっていないものの変更

(3) 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等の建築を目的とする開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。

(4) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
(名称等の変更の届出)

第14 開発者は、開発許可後開発行為に係る工事の完了公告までに住所、氏名、社名、代表者名等に変更があったときは、名称等変更届（第34号様式）を提出するものとする。

(建築等制限の解除)

第15 法第37条第1号に規定する建築等制限の解除については、次により行うものとする。

(1) 開発者は、開発区域内における建築等制限解除申請書（第35号様式）に次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

ア 開発行為許可書の写し

イ 許可に係る土地利用計画図（許可に係る設計値と出来形を対照したもの）

ウ 建築物等の配置図（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する建築物の建築等に関する確認の申請（以下「建築確認申請」という。）と同一のもの）

- エ 建築物等の平面図及び立面図（建築確認申請と同一のもの）
- オ 建築物等の用途、構造、規模（建築面積、延床面積及び階数）及び棟数を示す書面
- カ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの）
- キ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの）
- ク 工事の施行状況が確認できる写真（第7の規定により整備されたもの）
- ケ 建築工事工程表
- コ 品質管理表

(2) 申請書の審査は、開発区域内における建築等制限解除審査表（第36号様式）により行うものとし、第9の第2項の規定に準じて中間検査を行うものとする。

(3) 当該申請に基づく承認をしたときは、開発者に開発区域内における建築等制限解除承認書（第37号様式）を交付するものとする。

(4) 当該申請を認めることができないときは、開発区域内における建築等制限解除不承認通知書（第38号様式）により、開発者に通知するものとする。

（建築等制限の解除の基準）

第16 建築等制限の解除は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われると認められる場合について承認するものとする。ただし、施工上等の理由によりやむを得ないものを除いて、公共施設に関する工事が完了していないものは、承認しないものとする。

(1) 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しないと開発行為に関する工事が完了しないもの

(2) 開発行為に関する工事の完了前に建築等の工事に着手しないと工事に著しい手戻りを生ずるもの

- (3) 収用対象事業の施行により移転又は除却するために必要となったもの
- (4) 住宅地造成等で、官公署、汚水処理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの
(工事廃止の届出)

第17 法第38条に規定する開発行為に関する工事の廃止届の受理は、次により行うものとする。

- (1) 開発者は、省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書（第39号様式）に、次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

ア 工事廃止の理由書

イ 位置図

ウ 工事を廃止した土地の現況図（既に工事着手している場合は、着手した土地の範囲を明示すること。）

エ 工事廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書（現に工事着手している場合に限る。）

オ 工事廃止に伴う防災工事計画書（現に工事着手している場合に限る。）

カ 現況写真

キ 工事の施行状況が確認できる写真（第7の規定によるもの。現に工事着手している場合に限る。）

ク その他（廃止に当たって市が指導した事項がある場合は、それを記載したもの）

- (2) 工事廃止の届出の審査は、開発行為工事廃止届受理審査表（第40号様式）により行い、工事着手したものにあっては、第9の第2項の規定に準じて工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置について、現地の確認を行うものとする。

- (3) 工事廃止の届出の審査が終了したときは、開発者に開発行為に関する工事の廃止の届出受理書（第41号様式）を交付するものとする。

(建ぺい率等の指定)

第18 法第41条第1項の規定により、開発区域内の土地について建築物の建ぺい率等を指定するときは、建築確認部署に協議の上、指定するものとする。

(制限区域内の建築許可)

第19 法第41条第2項ただし書の規定による許可は、次により行うものとする。

(1) 申請者は、制限区域内における建築許可申請書(第42号様式)に、次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

ア 位置図

イ 許可に係る土地利用計画図

ウ 建築物の配置図(建築確認申請と同一のもの)

エ 建築物の平面図及び立面図(建築確認申請と同一のもの)

オ 建築物の用途、構造、規模(建築面積、延床面積及び階数)及び棟数を示す書面

カ 土地の登記事項証明書

キ 不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面(以下「公図」という。)の写し(作成要領は別表2による。)

(2) 法第41条第2項ただし書の規定による許可の基準は、建築基準法第55条、第57条、第58条等に規定する制限の例外に準ずるものとする。

(3) 当該申請に基づく許可をしたときは、制限区域内における建築許可書(第43号様式)を交付するものとする。

(4) 当該申請を認めることができないときは制限区域内における建築の不許可通知書(第44号様式)により、申請者に通知するものとする。

(開発完了地の用途変更等の許可)

第20 法第42条第1項ただし書の規定による許可は、次により行うものとする。

(1) 申請者は、予定建築物等以外の建築物等の新築等許可申請書

(第45号様式)に、第19の第1号に掲げる図書のほか、市街化調整区域内における建築等で許可に係る予定建築物等の用途を変更する場合にあっては、法第34条各号のいずれかに該当する理由を示す書面(作成要領は別表1による。)を添えて提出するものとする。

(2) 法第42条第1項ただし書の規定による許可の基準は、次のいずれかによるものとする。

ア 許可申請に係る建築物が、法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物であること。

イ 当該申請が、法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当すること。

ウ 許可申請に係る建築物が、法第34条第1号から第12号までに規定する建築物でその用途と法第33条第1項第2号から第4号までに規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第49条又は第50条の規定に準じて例外許可ができると認められるものであること。

エ 令第36条第1項第3号ホに該当する建築物として、開発審査会の議を経たものであること。

(3) 当該申請に基づく許可をしたときは、予定建築物等以外の建築物等の新築等許可書(第46号様式)を交付するものとする。

(4) 当該申請を認めることができないときは、予定建築物等以外の建築物等の新築等の不許可通知書(第47号様式)により、申請者に通知するものとする。

(市街化調整区域における建築許可)

第21 法第43条第1項の規定による許可は、次により行うものとする。

(1) 申請者は、省令第34条の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書(第48号様式)に、

次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

添付順序	図書の名称	摘 要
1	政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当する理由を示す書面	作成要領は、別表 1 による。
2	敷地概要書 A	第 49 号様式
3	付近見取図 (縮尺 2,500 分の 1 以上)	次の事項を明示すること。 ・方位 ・敷地の位置及び形状 ・敷地の周辺の公共施設
4	敷地現況図及び敷地計画図(縦横断図を含む。縮尺 250 分の 1 以上)	次の事項を明示すること。 ・敷地の境界 ・敷地周辺の公共施設 ・建築物等の位置 ・がけ及び擁壁の位置(用途の変更の場合を除く) ・排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称(浸透層処理の場合構造図) ・縦横断図は道路、水路及び予定建築物等の位置を明示すること。
5	公図の写し	敷地及びその周辺を明示すること。
6	土地の求積図 (縮尺 250 分の 1 以上)	
7	建築物等の各階平面図 (縮尺 250 分の 1 以上)	用途、構造及び規模を明示すること。
8	建築物の 2 面以上の立面図(縮尺 250 分の 1 以上)	計画地盤面からの高さを明示すること。
9	土地の登記事項証明書	
10	土地の使用承諾書	
11	現況写真(2 方向から写したもので、手札判程度。)	次の事項が分かるもの ・敷地の現況 ・取り付ける道路の現況 ・敷地が道路に接する部分 ・放流先河川の現況 ・がけ及び擁壁の現況

1 2	他法令等に基づく許認可等がある場合は、その許認可書等の写し
-----	-------------------------------

(2) 法第43条第1項の規定による許可に係る立地的基準は、法、政令及び省令に定めるもののほか、別に定める「富士宮市開発許可制度の手引き第2編「立地基準」」によるものとする。

(3) 当該申請に基づく許可をしたときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可書（第50号様式）を交付するものとする。

(4) 当該申請を認めることができないときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の不許可通知書（第51号様式）により、申請者に通知するものとする。

（地位の承継届）

第22 法第44条の規定による地位の承継をした者は、地位の承継届（第52号様式）に、法人の登記事項証明書（個人の場合にあつては身分証明書等）、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条に規定する戸籍の謄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び承継の事実を証する書類を添えて、提出するものとする。

（地位の承継の承認申請）

第23 法第45条の規定による地位の承継の承認は、次により行うものとする。

(1) 地位を承継しようとする者は、地位の承継の承認申請書（第53号様式）に、次に掲げる図書を添えて、提出するものとする。

ア 土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類

イ 土地利用指導要綱に規定する土地利用事業の当該地位の承継に係る市長承認又は協議（2年以内に協議が終了したもの）の措置の状況を示す書面

ウ 第2のエからサまで及びスに規定する書類

エ 工事の施行状況を示す書類

(2) 地位の承継の審査が終了し、これを承認したときは、申請者に

地位の承継の承認書（第54号様式）を交付するものとする。また、不承認としたときは、地位の承継の不承認通知書（第55号様式）により通知するものとする。

（既存の権利者の届出）

第24 法第34条第13号の規定による届出をしようとする者は、法第34条第13号の規定による届出書（第56号様式）に、次の各号に掲げる図書を添付して、提出するものとする。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (2) 公図の写し
- (3) 敷地の求積図
- (4) 建築物等の配置図
- (5) 土地の登記事項証明書
- (6) 農地転用許可書の写し（地目が農地又は採草放牧地に係るものに限る。）
- (7) 現況写真（2方向から写したもので、手札判程度。）

（開発登録簿の調製）

第25 法第46条の規定による開発登録簿の調製については、次により行うものとする。

- (1) 開発登録簿の調製は、開発許可をしたときに、開発登録簿（第57号様式）に位置図及び土地利用計画図を添えて行うものとする。
- (2) 法第35条の2の規定による変更許可若しくは変更届又は法第81条第1項の規定による処分により法第47条第1項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、開発登録簿に必要な修正を加え、また、検査済証を交付したとき、法第41条第2項ただし書若しくは法第42条第1項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第2項の協議が成立したときは、開発登録簿にその旨を附記するものとする。
- (3) 法第38条の規定による開発行為の廃止の届出があったときは、遅滞なく、開発登録簿を閉鎖するものとする。

(閲覧時間等)

第 2 6 開発登録簿の閲覧時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

2 閲覧所の休日は、富士宮市の休日を定める条例（平成 2 年富士宮市条例第 1 4 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日とする。

3 開発登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は休日設けることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(開発登録簿の閲覧手続)

第 2 7 開発登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿（第 5 8 号様式）に、次に掲げる事項を記入し係員に申し出、その承認を得るものとする。

- (1) 閲覧年月日
- (2) 閲覧する敷地の地名及び地番
- (3) 閲覧の目的
- (4) 閲覧者の住所及び氏名

(開発登録簿の写しの交付請求)

第 2 8 法第 4 7 条第 5 項の開発登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写し交付請求書（第 5 9 号様式）を提出するものとする。

(開発行為又は建築物等に関する証明書)

第 2 9 省令第 6 0 条の証明書（以下「適合証明」という。）の交付を受けようとする者は、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書（第 6 0 号様式）に、また、宅地分譲であつて開発者が一括して証明を求める場合は、一括交付申請書（第 6 1 号様式）及び都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書に、次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

区 分		添 付 図 書
1	共通の図書	<ul style="list-style-type: none"> a 位置図 b 公図の写し c 土地の登記事項証明書
2	個別の図書	
	<p>ア 法第 29 条本文の開発許可又は法第 35 条の 2 に規定する変更許可の内容に適合していることの証明(宅地分譲であって開発者が一括して証明を求める場合に限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> a 区画確定測量図 b 確定平面図 c 開発行為に関する工事の検査済証の写し d 公共施設の登記済登記事項証明書又は 32 条協議に関する証明書 e 公共施設の登記手続き等が確認できる書面
	<p>イ 法第 29 条第 1 項各号の規定に適合していることの証明</p>	<ul style="list-style-type: none"> a 敷地概要書 B (第 62 号様式) b 敷地求積図 c 建築物等の配置図 d 建築物等の平面図及び立面図 e 敷地の縦横断図 f 現況写真 g 法第 29 条第 1 項各号の一に該当する理由を示す書面
<p>ウ 法第 43 条の規定に適合していることの証明</p>	<ul style="list-style-type: none"> a 敷地概要書 B (第 62 号様式) b 敷地求積図 c 建築物等の配置図 d 建築物等の平面図及び立面図 e 敷地の縦横断図 f 現況写真 g 法第 43 条第 1 項本文において制限を受けない建築物等である理由又は同条同項各号の一に該当する理由を示す書面 	

エ その他	a 敷地概要書B(第62号様式) b 敷地求積図 c 建築物等の配置図 d 建築物等の平面図及び立面図 e 敷地の縦横断図 f 現況写真 g 法第29条、第35条の2、第37条、第41条、第42条又は第43条のいずれかの規定に適合する書面
-------	---

2 当該申請が法の規定に適合するものと認めるときは、申請者に都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書(第63号様式)を交付するものとする。

3 当該申請を認めることができないときは省令第60条に関する通知書(第64号様式)により、開発者に通知するものとする。

4 次の表の左欄に掲げる事項の証明は、当該右欄に掲げる図書をもって充てることができるものとし、第1項及び第2項の事務処理は省略できるものとする。

区 分	図 書
1 法第29条又は法第35条の2に規定する許可の内容に適合していることの証明(宅地分譲の場合を除く。)	当該許可書の写し
2 法第37条第1号の規定による承認の内容に適合していることの証明	開発区域内における建築等の制限解除承認書の写し
3 法第41条第2項ただし書、法第42条第1項ただし書又は法第43条第1項の規定による許可の内容に適合していることの証明	当該許可書の写し

(身分証明書)

第30 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明

書（第65号様式）とする。

（申請書の提出部数）

第31 この要領により提出する申請書及びこれに添付する図書の提出部数は、別表3に定めるものとする。

（手数料の納付）

第32 この要領による申請の手数料は、富士宮市手数料条例（昭和30年富士宮市条例第51号）に定める額とし、富士宮市指定金融機関、富士宮市指定代理金融機関又は富士宮市収納代理金融機関にて納付するものとする。

2 申請者は、申請書正本に当該手数料に係る領収証書の写しを添付して提出するものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。